

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県文化センター条例施行規則	一
○福島県文化振興審議会規則	四
○福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則	五
○福島県文化センター条例施行規則	六

規 則

福島県文化センター条例施行規則、ふくしま海洋科学館条例施行規則、福島県文化振興審議会規則及び福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十九号

福島県文化センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県文化センター条例(昭和四十五年福島県条例第四十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 福島県文化センター(以下「文化センター」という。)の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後でその日に最も近い休日でない日)
- 二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

2 指定管理者(条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、文化センターの全部又は一部について、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

(開館時間)

第三条 文化センターの開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 福島県文化会館(以下「文化会館」という。)
午前九時から午後九時三十分まで
- 二 福島県歴史資料館
午前九時から午後五時まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に前項に規定する開館時間を変更することができる。

(使用の許可の申請の手続等)

第四条 条例第七条第一項前段の許可を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用を開始する日(以下「使用開始日」という。)の十二月前の日の属する月の初日(初日が休館日に当たるときは、その日後でその日に最も近い休館日でない日)から当該使用開始日の十日前の日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が当該施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、条例第七条第一項前段の許可をしたときは、当該許可の申請をした者に対し、使用許可書を交付するものとする。

(許可事項の変更の手続等)

第五条 条例第七条第一項後段の規程による許可を受けようとする者は、その変更の内容を記載した申請書に前条第三項の規定により交付を受けた使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第七条第一項後段の規定による許可をしたときは、当該許可の申請をした者に対し、変更許可書を交付するものとする。

(使用許可書の携帯等)

第六条 条例第七条第一項前段の許可を受けた者又は同項後段の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、文化会館を使用するときは、第四条第三項の規定により交付を受けた使用許可書又は前条第二項の規定により交付を受けた変更許可書を携帯し、指定管理者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(施設等の変更の手続)

第七条 使用者は、条例第九条ただし書の許可を受けようとするときは、指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(原状回復後の報告等)

第八条 使用者は、条例第十条の規定により原状に回復したときは、その旨を指定管理者に報告し、その確認を受けなければならない。

(規則で定める額)

第九条 条例別表第一の二の表舞台用附属設備の項から視聴覚室附属設備の項まで及び条例別表第二の二の表会議室兼展示室附属設備の項に規定する三、〇二〇円の範囲内で規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の免除の手続)

第十条 条例第十二条の規定による利用料金の免除を受けようとする者は、第四条第一

項及び第七条の規定により申請書を提出する際併せて指定管理者が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(使用の取りやめ)

第十一条 使用者は、文化会館（これに附属する設備を含む。）の使用を取りやめようとするときは、速やかに書面でその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の返還及びその手続)

第十二条 条例第十三条ただし書の規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、返還する利用料金の額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなった場合 指定管理者が定める額

二 使用開始日の十日前までに前条の規定による届出をした場合 利用料金の五割に相当する額

2 条例第十三条に規定する利用料金の返還を受けようとする者は、指定管理者が定める申請書に第四条第三項の規定により交付を受けた使用許可書又は第五条第二項の規定により交付を受けた変更許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、文化センターの管理その他この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に福島県文化功労賞に關する規則等を廃止する規則（平成二十年福島県教育委員会規則第十七号）による廃止前の福島県文化センター条例施行規則（昭和四十五年福島県教育委員会規則第七号）（以下「廃止前の規則」という。）第一条第二項及び第二条の規定により福島県教育委員会教育長がした承認は、施行日以後においては、第二条第二項及び第三条第二項の規定により知事がした承認とみなす。

3 この規則の施行の際現に廃止前の規則の規定に基づき提出されている申請書又は交付されている使用許可書等は、この規則の相当規定に基づいて提出された申請書又は交付された使用許可書等とみなす。

別表（第九条関係）

一 舞台用附属設備

設備の別		使用単位	金額
松羽目竹羽目		一式一回	一、三九〇円
金びょうぶ		一双一回	一、一三〇円

二 舞台照明設備

設備の別		使用単位	金額
銀びょうぶ		一双一回	一、一三〇円
鳥の子びょうぶ		一双一回	八一〇円
大太鼓		一台一回	八一〇円
平台		一台一回	四四〇円
山台		一台一回	四四〇円
地がすり		一張一回	八一〇円
振り落し装置		一式一回	二五〇円
緋長座布团		一枚一回	二五〇円
山台用毛せん		一枚一回	五六〇円
コントラバス用いす		一脚一回	三一〇円
譜面台		一台一回	一八〇円
指揮者台（指揮者譜面台付き）		一組一回	二五〇円
スクリーン（小ホール用）		一式一回	一、六三〇円
液晶ビデオプロジェクター		一台一回	三、〇二〇円
移動用スクリーン		一台一回	五三〇円
スライドプロジェクター		一台一回	七五〇円
フットライト（大ホール用）		一列一回	一、一三〇円
フットライト（小ホール用）		一列一回	六九〇円

第一ボーダーライト (大ホール用)	一列一回	二、四五〇円
第二ボーダーライト (大ホール用)	一列一回	二、二六〇円
第三ボーダーライト (大ホール用)	一列一回	二、二六〇円
ボーダーライト (小ホール用)	一列一回	一、三三〇円
サスペンションライト (大ホール用)	一列一回	三、〇二〇円
サスペンションライト (小ホール用)	一列一回	一、六三〇円
アップアホリゾントライト (大ホール用)	一列一回	二、七七〇円
ローアホリゾントライト (大ホール用)	一列一回	五〇〇円
ホリゾントライト (小ホール用)	一列一回	一、一三〇円
シーリングスポットライト (大ホール用)	一列一回	三、〇二〇円
シーリングスポットライト (小ホール用)	一列一回	一、三二〇円
サンドフロントスポットライト	一台一回	七五〇円
ピンスポットライト (大ホール用)	一台一回	一、八二〇円
ピンスポットライト (小ホール用)	一台一回	一、六三〇円
トーマメンタルスポットライト	一台一回	七五〇円
花道フットライト	一列一回	一、一三〇円
ステージスポットライト	一台一回	七五〇円
ベビースポットライト	一台一回	三七〇円
ストリップライト	一本一回	三一〇円

設備の別	使用単位	金額
オーロラマシン	一台一回	九四〇円
ストロボマシン	一台一回	一、〇七〇円
エフェクトマシン	一台一回	一、〇七〇円
ドライアイスマシン (本体のみ)	一台一回	一、三六〇円
スモークマシン (本体のみ)	一台一回	一、三六〇円
フレネルレンズスポットライト (一・五KW)	一台一回	八四〇円
パーライト	一台一回	三七〇円
ハイクオリティライト	一台一回	三七〇円
持込機器	(一KWにつき)	三一〇円
三 舞台音響設備		
テープレコーダー (オーブンリール式据置型)	一台一回	二、六四〇円
テープレコーダー (カセット式)	一台一回	五六〇円
CDプレーヤー	一台一回	五六〇円
デジタルオーディオテープレッキ	一台一回	五六〇円
ワイヤレスマイクフォン	一組一回	二、二六〇円
プロセニアムスピーカー	一式一回	六九〇円
プロセニアムサイドスピーカー (大ホール用)	一式一回	五〇〇円
はね返りスピーカー	一式一回	五〇〇円

設備の別	使用単位	金額
ウォールスピーカー（大ホール用）	一式一回	六九〇円
ウォールスピーカー（小ホール用）	一式一回	五〇〇円
ステージスピーカー	一式一回	六九〇円
ステージフロントスピーカー	一台一回	三一〇円
ソロスピーカー	一式一回	三一〇円
マイクエレベーター装置（マイクフォンは、含まない。）	一基一回	一、一三〇円
マイクつり下げ装置（マイクフォンは、含まない。）	一式一回	六九〇円
マイクフォンの（スタンド付き）	一本一回	九四〇円
ダイレクトボックス	一台一回	五〇〇円
残響付加装置	一式一回	一、八九〇円
移動用音声調整卓	一式一回	一、八九〇円
ミニディスクデッキ	一台一回	五六〇円
持込機器	（一KWにつき）	三一〇円

四 視聴覚室附属設備

設備の別	使用単位	金額
スライドプロジェクター	一台一回	七五〇円
テーブルコーダー	一台一回	五六〇円
ワイヤレスマイクフォン	一組一回	九四〇円
スピーカー	一式一回	七五〇円

マイクフォンの（スタンド付き）	一本一回	九四〇円
持込機器	（一KWにつき）	三一〇円

五 会議室兼展示室附属設備

設備の別	使用単位	金額
ワイヤレスマイクフォン	一組一回	九四〇円
カセットデッキ	一台一回	五六〇円
スピーカー	一式一回	七五〇円
マイクフォンの（スタンド付き）	一本一回	九四〇円
持込機器	（一KWにつき）	三一〇円

備考

- 一の表から五の表までの使用単位の欄中「一回」とあるのは、条例別表第一の二の表備考に規定する一回をいう。
 - 二の表の設備の別の欄に掲げる各設備には、カラーフィルターは、含まない。
 - 指定管理者は、特殊な設備のためこの表に定めのないものについては、当該設備の種類、用途等を勘案して、かつ、他の設備に係る利用料金の額との均衡を失しない範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、その都度利用料金の額を定めることができる。
- （企画調整総務領域総務企画グループ）

福島県規則第六十号

ふくしま海洋科学館条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、ふくしま海洋科学館条例（平成十一年福島県条例第四十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第二条 ふくしま海洋科学館（以下「海洋科学館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

一 一月四日から七月十九日までの間の火曜日及び九月一日から十二月二十八日までの間の火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後でその日に最も近い休日でない日

二 一月一日及び十二月二十九日から同月三十一日まで

2 使用管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

（開館時間）

第三条 海洋科学館の開館時間は、午前九時から午後五時三十分までとする。ただし、十二月一日から翌年三月二十日までの期間にあっては、午前九時から午後五時までとする。

2 使用管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に前項に規定する開館時間を変更することができる。

（入館手続）

第四条 指定管理者は、条例第八条第一項の規定により利用料金を支払った者（年間利用料金を支払った者（以下「年間入館者」という。）を除く。）に対し、入館券（様式第一号）を交付するものとする。

第五条 指定管理者は、年間入館者に対し年間入館券（様式第二号）を交付するものとし、その有効期間は、当該年間入館者が年間利用料金を支払った日から起算して六月以内の日のうち当該年間入館者が任意に定める日から起算して一年間とする。

2 年間入館者は、入館する際に有効な年間入館券を提示するものとする。

3 年間入館券の利用は、同一人に限るものとする。

（委任）

第六条 この規則に定めるもののほか、海洋科学館の管理その他この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に福島県文化功労賞に関する規則等を廃止する規則（平成二十年福島県教育委員会規則第十七号）による廃止前のふくしま海洋科学館条例施行規則（平成十一年福島県教育委員会規則第十六号）（以下「廃止前の規則」という。）第一条第二項及び第二条第二項の規定により福島県教育委員会教育長がした承認は、施行日以後においては、第二条第二項及び第三条第二項の規定により知事がした承認とみなす。

3 廃止前の規則第三条又は第四条第二項の規定により交付されている入館券又は年間入館券でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、それぞれ第四条又は第五条第一項の規定により交付された入館券又は年間入館券とみなす。

様式第1号（第4条関係）

入館券
フクアワリンふくしま
（入館者の区分）
（金額）
（年月日）

備考 寸法、デザイン等については、指定管理者が知事の承認を得てその都度定める。

様式第2号（第5条関係）

年間入館券
（写真）
フクアワリンパスポート
（氏名）
（有効期間）

備考 寸法、デザイン等については、指定管理者が知事の承認を得てその都度定める。（企画調整総務領域総務企画グループ）

福島県規則第六十一号

福島県文化振興審議会規則

（趣 旨）

第一条 この規則は、福島県文化振興条例（平成十六年福島県条例第四十五号）第十条の規定に基づき、福島県文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第二条 審議会に会長及び副会長を一人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第三条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の意見陳述等）

第四条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が部会の議長となる。

7 第三条第三項及び第四項並びに前条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、企画調整部文化スポーツ局文化振興課において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(企画調整総務領域総務企画グループ)

福島県規則第六十二号

福島県薬事法施行細則の一部を改正する規則

第一条 福島県薬事法施行細則(昭和三十七年福島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二条第一項第十九号」を「第二条第一項第二十号」に改める。

第二条 福島県薬事法施行細則の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二条第一項第二十号」を「第三条第一項第二十号」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十四条ただし書中「、又は」を「又は」に、「第八条」を「第九条」に改め、同条を第二十条とする。

第十三条第一項中「、又は」を「又は」に改め、同条第二項中「第十三号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第十九条とする。

第十二条中「第十号様式」を「第十六号様式」に、「第十二号様式」を「第十七号様式」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に次の四条を加える。

(登録販売者試験の受験の手続)

第十四条 厚生省令第百五十九条の五第一項の申請書は登録販売者試験受験申請書

(第十三号様式)とし、同項第二号の写真は申請日前六月以内に脱帽して正面から

撮影した縦八センチメートル横六センチメートルの上半身像のものとす。

(登録販売者試験の合格の取消等)

第十五条 法第三十六條の四第一項に規定する試験(以下「登録販売者試験」という。)に關して不正の行為があつた場合には、その不正の行為に關係のある者に対して、その受験を停止させ、又は合格の決定を取り消すものとする。

(合格通知書の様式)

第十六条 厚生省令第百五十九條の六の規定による通知は、合格通知書(第十四号様式)により行うものとする。

(販売従事登録証の返納)

第十七条 厚生省令第百五十九條の十二第四項又は厚生省令第百五十九條の十三の規定による販売従事登録証の返納は、販売従事登録証返納届(第十五号様式)に当該販売従事登録証を添えて行うものとする。

第十一条の二中「第九号様式の二」を「第十二号様式」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第一項中「、よごし」を「、汚し」に、「第九号様式」を「第十一号様式」に、「よごした」を「汚した」に改め、「(前条に定める写真とする。)」を削り、同条を第十一条とする。

第九条第一項中「第八号様式」を「第十号様式」に改め、同項第一号中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同条を第十条とする。

第八条中「第七号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条第一項中「行なう」を「行う」に、「第五号様式」を「第七号様式」に、「申請前六カ月以内」を「申請日前六月以内」に、「第六号様式」を「第八号様式」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(薬局開設者による薬局に關する情報の報告)

第四条 法第八条の二第一項の規定による報告は、毎年十二月三十一日現在における同項に規定する情報について翌年の三月三十一日までに(新たに薬局を開設する場合にあつては、当該薬局を開設した日現在における同項に規定する情報について当該薬局の開設後速やかに)薬局機能情報報告書(第五号様式)により行うものとする。

2 法第八条の二第二項の規定による報告は、薬局機能基本情報変更報告書(第六号様式)によるものとする。

第十三号様式中「(密)」を「(密)」に改め、同様式を第十八号様式とする。

第十二号様式中「(密)」を「(密)」に改め、同様式を第十七号様式とする。

第十一号様式を削る。

第十号様式中「(密)」を「(密)」に改め、同様式を第十六号様式とし、同様式の前に次の三様式を加える。

第 1 3 号様式 (第14条関係)

福島県収入証紙

登録販売者試験受験申請書

本 籍 地 都 道 府 県 名 (日本国籍を有していない者については、その国籍)	
住 所	
氏 名 (ふりがな)	
生 年 月 日	年 月 日
性 別	男 ・ 女
連絡先 (電話番号)	

薬事法第36条の4第1項の規程による登録販売者試験を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

福島県知事

年 月 日

※受験番号	
-------	--

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い楷書ではっきり書くこと。
- 3 性別の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

第 1 4 号様式 (第16条関係)

第 号

合 格 通 知 書

住 所 氏 名

生年月日

年 月 日 年 月 日 日 施行の登録販売者試験に合格したので通知します。

福島県知事 氏 名

印

第 1 5 号様式 (第17条関係)

販売従事登録証返納届

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	
登 録 販 売 者	氏 名
	住 所
返 納 の 理 由 及 び そ の 年 月 日	
備 考	

上記により、販売従事登録証を返納します。

年 月 日

住 所 氏 名

福島県知事

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第九号様式の二中「(第11条の2関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を第十二号様式とする。
 第九号様式中「(第10条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式を第十一号様式とする。
 第八号様式中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を第十号様式とする。
 第七号様式中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改め、同様式を第九号様式とする。
 第六号様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を第八号様式とする。
 第五号様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を第七号様式とし、第四号様式の次に次の二様式を加える。

第5号様式 (第4条関係)

薬局機能情報報告書

許可番号及び年月日		
薬 局 名 称	所在地	
	報告の種類	新規報告 ・ 定期報告
報告内容	別紙のとおり	
備考		

上記により、薬局機能情報の報告をします。

年 月 日

住所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地]

福島県知事

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 報告の種類の欄中「新規報告」とは新たに薬局を開設した場合の薬局機能情報の報告を、「定期報告」とは新規報告以外の薬局機能情報の報告をいひ、該当するものを○で囲むこと。
- 3 新規報告の場合は薬局の開設後速やかに、定期報告の場合は毎年12月31日現在の情報を翌年の3月31日までに提出すること。

第6号様式 (第4条関係)

薬局機能基本情報変更報告書

許可番号及び年月日		
薬 局 名 称	所在地	
	変更内容	
変更年月日	変更前	変更後
備考		

上記により、基本情報の変更の報告をします。

年 月 日

氏名 [法人にあつては、名] 印

福島県知事

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

住所 [法人にあつては、主
たる事務所の所在地]氏名 [法人にあつては、名]
[称及び代表者の氏名] ㊟

附 則

- 1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定の施行の際現に提出されている改正前の福島県薬事法施行細則（以下「旧規則」という。）第八号様式による配置従事者身分証明書書換え交付申請書、旧規則第九号様式による配置従事者身分証明書再交付申請書、旧規則第十二号様式による管理医療機器 販売業 届出済証交付申請書及び旧規則第十三号様式による管理医療機器 販売業 届出済証 書換え交付 申請書は、それぞれ改正後の福島県薬事法施行細則（以下「新規則」という。）第十号様式による配置従事者身分証明書書換え交付申請書、新規則第十一号様式による配置従事者身分証明書再交付申請書、新規則第十七号様式による管理医療機器 販売業 届出済証交付申請書及び新規則第十八号様式による管理医療機器 販売業 届出済証 書換え交付 申請書とみなす。
- 3 第二条の規定の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(健康衛生領域薬務グループ)